

松江市ふるさと納税

返礼品提供事業者 募集ガイド

令和6年度版

松江市 産業経済部 商工企画課

令和6年度 返礼品の募集について

1. 募集期間・提出先

(1) 募集期間

随時募集しています。

(2) 提出先

松江市役所 産業経済部 商工企画課

住所：〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

電話：0852-55-5519

e-mail：furusato-uketsuke@city.matsue.lg.jp

2. 募集内容

(1) 募集する返礼品（特産品）について

①国の地場産品基準を満たすもの

平成31年4月に国からふるさと納税返礼品に関する「**地場産品基準**」が示されました。

【基準を満たすものの例】「6. Q&A」に掲載しておりますので、ご確認ください。

- ・松江市内で生産されたもの（地場産品基準一に該当）
- ・松江市内で、原材料の主要な部分が生産されたもの（地場産品基準二に該当）
- ・松江市内で製造・加工の主要な工程がなされたもの（地場産品基準三に該当）
※ただし、食肉の熟成・玄米の精白の場合は、原材料が島根県内のものに限る
- ・松江市内で生産・製造・加工されたものと、そうでないもののセットの場合、**前者の割合が7割以上**であるもの（地場産品基準六に該当）
- ・境港市で**水揚げされたカニ**または境港市で**加工されたカニ加工品**であって、**境港市から同意を得ているもの**（地場産品基準八ーイに該当）
- ・しまね和牛（地場産品基準八ーハに該当）

②在庫が確保でき、確実に提供することができるもの

申請日時点で生産できるか、在庫が確保できるかが不透明なものについては、ご相談ください。数量や掲載するポータルサイトを限定するなど、対応可能な場合があります。

③飲食物については、発送日から5日程度の消費又は賞味期限が保証されるもの

(2) 募集する返礼品金額について

①返礼品金額

3,000円から300円単位で設定してください。

この価格は、商品、包装、手数料、消費税等を含めた総額となります。

3,000円以下の返礼品をご提案されたい場合は、ご相談ください。

②寄附金額

松江市で設定させていただきます。基本は、返礼品金額÷0.3の金額としますが、送料が一定以上かかる返礼品については、返礼品金額÷0.3の金額に別途上乘せする場合があります。

③負担金（松江市から事業者へ支払う金額）

返礼品金額と同額

(3) その他

①返礼品としてご提案いただく品について

ご提案いただいた品は、返礼品の地場産品基準に合致するかなど審査をします。まずは、ご相談ください。

②定期便の返礼品金額について

定期便として提供される場合は、1回あたりの返礼品金額（負担金）を **3,000円以上**としてください。

③口数について

原則、1つの返礼品は1個口で送付してください。セットものでやむを得ず常温と冷凍で送付する必要があるなどの場合は、1個口あたりの返礼品金額（負担金）を **3,000円以上**としてください。

3. 応募書類

以下、3点をご提出ください。

(1) 松江市ふるさと納税返礼品提供事業申込書

(2) 返礼品登録シート（食品類・食品類以外・体験型・既存返礼品の削除）

(3) 返礼品を表す画像データ

- ポータルサイトによって画像の形が異なるため、長方形・正方形の2パターンの画像の提供をお願いします
- 画像名は返礼品名と同じ名前にしてください
- 画像が複数ある場合は、画像名の末尾に番号を記載してください
- 文字入れしやすいように、引きの画像のご提供をお願いします
- 文字入れいただいた画像については、文字入れ前の画像もご提供をお願いします。

■必須（パンフレット用画像兼ポータルサイト用姿見画像）

全ての商品が映っているもの

■任意（ポータルサイト用詳細画像）

調理イメージ、制作風景、配送する際の梱包イメージ、企業ロゴなど

■規格について

①拡張子…jpg

②ピクセルサイズ

長方形推奨サイズ…縦 323 ピクセル×横 520 ピクセル

正方形推奨サイズ…縦 700 ピクセル×横 700 ピクセル

③データサイズ…1MB 以上 2MB 未満

■画像例



4. 応募資格

以下の条件を満たす事業者が応募できます。

(1) 松江市内に事業所があること

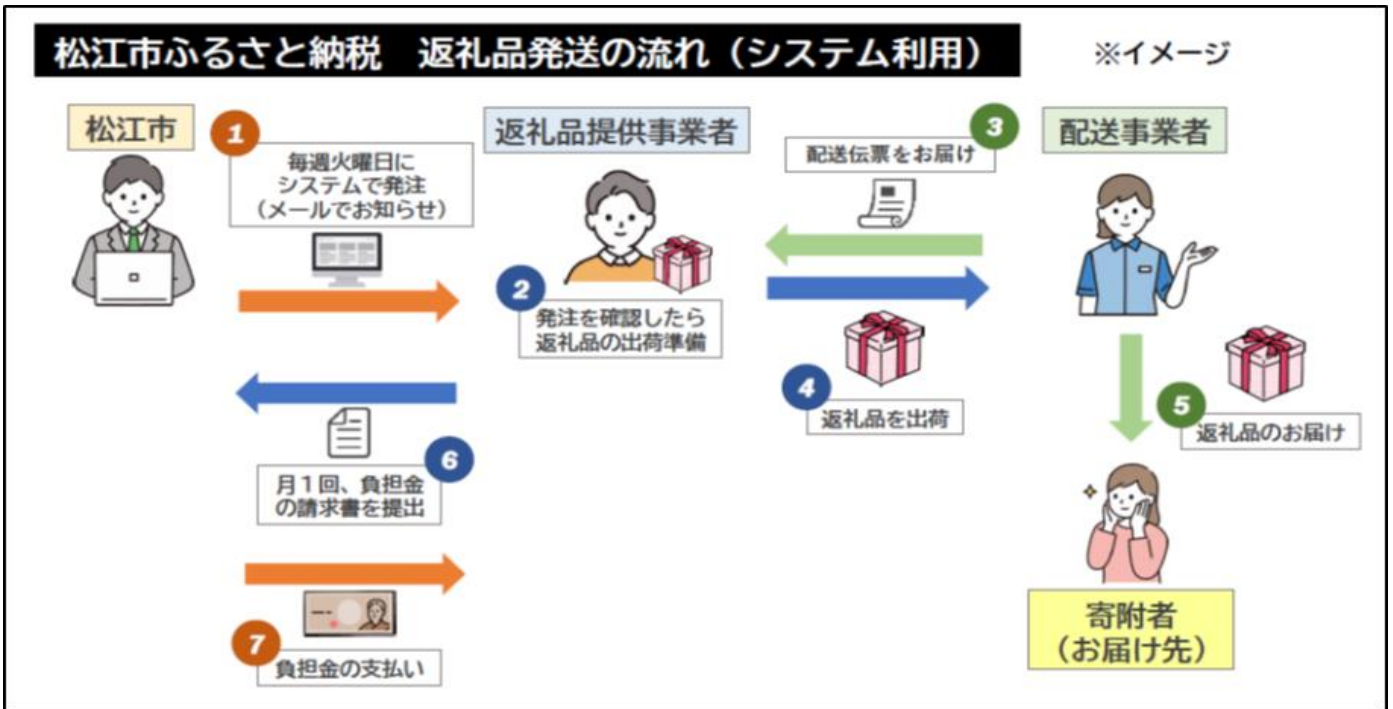
「事業所」とは、法人市民税（個人事業主の場合は個人市民税）の対象となる事業所を

指します。

※提供する返礼品の内容によっては、市内に事業所が無くても認める場合があります。

- (2) 生産・製造・販売等に関する法令などを遵守していること。
- (3) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

5. 事業全体の流れ



■返礼品提供事業者が行うこと

①受注

寄附管理システム「ふるさと納税 do」にアクセスして注文確認

※インターネット環境が無い事業者様には FAX でお知らせします

②返礼品発送

・注文を確認次第、返礼品の手配や梱包を行う

・市が指定する配送事業者が持参した発送伝票をつけて発送

③請求書提出

毎月 10 日を目安に商工企画課へ請求書を提出

※ふるさと納税 do から請求書を出力してください

※事業者様の請求様式で提出される場合は、返礼品の出荷日を記載してください

※請求書受取日：1～15 日 → 支払日：月末

請求書受取日：16 日～月末 → 支払日：翌月 16 日～翌月末

④その他

・自社 SNS がある場合は、「#松江市ふるさと納税」で投稿のご協力をお願いします

・自社ホームページがある場合は、ふるさと納税バナー掲載のご協力をお願いします



6. Q&A

よくある質問をまとめました。詳しくは、商工企画課へお問合せください。

Q1. 対象となる事業者は？

A1. 「地場産品基準」を満たす商品を取り扱う事業者様が対象です。特産品の生産者様はもちろん、スーパーマーケットなどの小売業者様も対象です。また、ホテルや旅館、旅行会社様や体験サービス取扱い事業者様、飲食店様なども対象です。

Q2. 返礼品提供事業者として何か費用がかかるか？

A2. 登録料、パンフレット・ポータルサイト掲載料、広告費等かかりません。事業者の皆様もご自身のHPに松江市ふるさと納税ポータルサイトのバナーを貼ったり、SNSで発信したりなどのPRをしていただくと幸いです。

Q3. ふるさと納税でどれくらい収入を得られるか？

A3. 令和4年度に本市から事業者様へお支払いした負担金の合計の最高額は約2,000万円でした。商品と寄附者のニーズが合致していたり、画像データなどで上手くPRができていたりする商品が選ばれています。

Q4. 国が示した「地場産品基準」とは？

A4. 以下のとおりです。「区域内」は「松江市内」と読み替えてください。返礼品の提案にあたり、ご質問等ありましたらお気軽にご相談ください。

ふるさと納税指定制度における「地場産品基準」(総務省)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合)に限ること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

【お問合せ先】

松江市役所 産業経済部 商工企画課

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

Tel : 0852-55-5519 Fax : 0852-55-5553

e-mail : furusato-uketsuke@city.matsue.lg.jp